

## スポーツ施設利用補助に関する実施要領

### 1 目的

この要領は、公立学校共済組合沖縄支部組合員本人（以下「組合員」という。）が、公立学校共済組合沖縄支部長（以下「支部長」という。）の指定したスポーツ施設等（以下「指定施設」という。）を利用した場合に、利用金額の一部を補助し、組合員の健康保持、増進、疾病予防及び医療費増嵩対策を図ることを目的とする。

### 2 指定施設

指定施設は、別表のとおりとする。

### 3 利用補助の方法及び対象

(1) 組合員本人のみ

(2) 組合員が指定施設を利用した場合は、支部長が指定施設に利用補助金を支払うものとする。

(3) 補助の対象は同一組合員について、別表のとおりとする。

### 4 利用補助期間

利用補助期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

ただし、予算額の範囲を超えた場合は、その時点で終了することができるものとする。

### 5 指定施設利用の方法

指定施設を利用する場合は、各指定施設の利用規程に基づいて利用するものとする。受付窓口で本人確認書類を掲示し、別表の各施設の利用方法を参照のうえ、個人負担分の施設利用料を支払うものとする。

### 6 盗難・事故等の損害

組合員が指定施設を利用した場合において発生した盗難・事故等の損害に関しては、すべて組合員と指定施設の間で解決するものとする。

7 利用状況報告

支部長は、指定施設から各月ごとに「スポーツ施設等利用状況報告書」と「公立学校共済組合沖縄支部スポーツ施設等利用者名簿」または「公立学校共済組合沖縄支部スポーツ施設等利用申込書」を徴するものとする。

8 雑則

支部長は、この要領のほか必要な事項を別に定めることができる。

附則

この要領は、令和8年4月1日から実施する。